

介護サービス事業者の事業運営の効率化について

1. これまでの対応

- 介護サービスの質を維持・向上させるには、介護サービス事業の安定的かつ効率的な経営が不可欠。
- しかしながら、介護事業の運営上、
 - ・ 書類作成や事務に係る負担が大きい
 - ・ 人員配置基準が業務の実態に即したものとなっていない
 等の課題が指摘されている。
- このため、まず事務負担の見直しについて、事業者団体等の意見を踏まえ、事務手続き・書類等の削減・簡素化しても必要な情報を得られるものについて見直しを行い、本年8月以降順次実施したところ。

介護サービス事業に係る事務負担の見直しについて(概要)

1. 他の事務手続き・書類と重複しているため代替するもの

8種類、延べ19サービスの申請書、加算の書類等について、他の書類等で代替する。

2. 様式や項目を削減・簡素化するもの

6種類、延べ16サービスの指定申請書、サービス計画等について、様式の削減・廃止、重複している項目の削除を行う。

3. 事務手続・書類作成の頻度の見直し

福祉用具貸与に係るサービス担当者会議及び施設における各種委員会等について、運用を弾力化することにより、開催頻度を減らす。(社会保障審議会介護給付費分科会諮問・答申事項)

※ 1～3の検討方針については、各自治体に示し、各自治体においても適切な介護サービスの提供の確保に支障を来たすことのないよう考慮した上で、削減・簡素化の見直しを行うよう要請している。

4. 施行

平成20年8月1日施行。運営基準の改正を伴うものは介護給付費分科会の答申を経て同年9月1日施行。